

利用者各位

実験動物センター

実験動物検疫システムのお知らせ

平素は、センター運営にご協力いただきありがとうございます。

第 2 SPF 室での消化管内原虫感染に伴い、下記検疫システムを実施することになりました。

◆ 国内研究施設から授受する場合

→微生物検査証の有無にかかわらず、2 週間を観察期間としてその間同居または床敷きを共有させたモニターマウス(ICR)の微生物検査をセンターで行い、問題なければ SPF 飼育室に搬入する。

◆ 海外研究施設から授受する場合

→(原則)微生物モニタリング成績がある場合でも検疫期間は最低 1 ヶ月とし、一定期間同居飼育した個動物を検査に使用する。

検疫により汚染が確認された動物については、清浄化を行った後に検疫を行うので数ヶ月を要する。清浄化する方法は性別や週令によって研究者と相談のうえ帝王切開か体外受精かを定める。また、検疫中の動物の死亡についてセンターは責任を負わない。

* 検査費用や清浄化にかかる費用は研究者が負担するものとします。

ご協力、よろしくお願ひ致します。

お問い合わせ：内線 2659・2660

担当：奥野・伊井